

2020 年 4 月 1 日

神戸製鋼所健康保険組合
理事長 田辺 圭
(公印省略)

組合規約の一部変更について

支部機能を本部へ集約し本部にて対応することから支部を廃止する。これに伴い組合規約を下記のとおり一部変更しましたので公告いたします。

1. 第 1 章 総則 第 3 条

新	旧
第 3 条（組合の事務所等） この組合の事務所は、次の場所に置く。 兵庫県神戸市灘区岩屋中町 5 丁目 2 番 2 0 号	第 3 条（組合の事務所等） この組合の事務所は、次の場所に置く。 <u>主たる事務所</u> 兵庫県神戸市灘区岩屋中町 5 丁目 2 番 2 0 号 <u>従たる事務所</u> <u>山口県下関市長府港町 1 4 番 1 号</u> <u>東京都品川区北品川 5 丁目 9 番 1 2 号</u> <u>兵庫県高砂市荒井町新浜 2 丁目 3 番 1 号</u> <u>兵庫県加古川市金沢町 1 番地</u> <u>栃木県真岡市鬼怒ヶ丘 1 5 （第 2 工業団地）</u>
摘要時期 令和 2 年 4 月 1 日	